

令和2年2月15日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（令和元年5月版）	新貸渡約款（令和2年2月版）
約款の適用	第1条	<p>名鉄協商株式会社（以下「当社」という）は、当社が提供するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に関し、利用を希望する法人又は個人（以下「会員等」という）、当社が第3.5条に規定する契約を締結したカーシェアリング事業者が実施するカーシェアリングに所属する法人又は個人（以下「所属会員等」という）、及び第3.6条に規定する提携事業者を通じて同条に規定する方法で本サービスの利用契約を締結した個人（以下「dカーシェア会員」という）に対し、本約款の定めるところにより、本サービス専用車両（以下「カリテコ」という）を貸渡すものとし、会員等、所属会員等及びdカーシェア会員は、本約款の定めに従って、これを借受けるものとします。</p>	<p>名鉄協商株式会社（以下「当社」という）は、当社が提供するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に関し、利用を希望する法人又は個人（以下「会員等」という）、当社が第3.6条に規定する契約を締結したカーシェアリング事業者が実施するカーシェアリングに所属する法人又は個人（以下「所属会員等」という）、及び第3.7条に規定する提携事業者を通じて同条に規定する方法で本サービスの利用契約を締結した個人（以下「dカーシェア会員」という）に対し、本約款の定めるところにより、本サービス専用車両（以下「カリテコ」という）を貸渡すものとし、会員等、所属会員等及びdカーシェア会員は、本約款の定めに従って、これを借受けるものとします。</p> <p>尚、本約款に定めのない事項については、法令及び一般の慣習によるものとします。</p>
利用停止及び契約の解除	第6条	<p>2. 会員等及び登録運転者は、カリテコ使用に必要な運転免許証の有効期限が満了する前に更新した免許証の写しを当社に送付し、運転免許証が更新された旨を届け出るものとし、届け出がない場合には、その日付以降の予約ができないものとし、当社はカリテコの利用停止、又は利用契約の解除を行うことができます。</p>	<p>2. 会員等及び登録運転者は、カリテコ使用に必要な運転免許証の有効期限が満了する前に更新した免許証の写しを当社に送付又は送信し、運転免許証が更新された旨を届け出るものとし、届け出がない場合には、その日付以降の予約ができないものとし、当社はカリテコの利用停止、又は利用契約の解除を行うことができます。</p>
予約・使用手続き	第8条	<p>3. 当社は、カリテコが会員等及び登録運転者に貸渡される前にカリテコの瑕疵により使用不能となった場合には個別契約を解除することができるものとします。その場合、会員等及び登録運転者は、当社に対し損害の賠償を請求しないものとします。</p>	<p>3. 当社は、カリテコが会員等及び登録運転者に貸渡される前にカリテコの瑕疵等により使用不能となった場合には個別契約を解除することができるものとします。その場合、会員等及び登録運転者は、当社に対し損害の賠償を請求しないものとします。</p>
予約の取り消し	第9条	<p>3. 当社は、天災地変その他の不可抗力、あるいは当社の責に帰することができない事由により、会員等及び登録運転者の予約に応じられない場合、本サービスの不具合若しくは運営上のやむを得ない事情が生じた場合又は貸渡し予定のカリテコの事故、盗難、他の会員等のカリテコの返還の遅延その他当社の責によらない事由が発生した場合で、予約されたカリテコの貸渡しが困難となった場合には、予約成立後であっても、予約を取り消し又は予約を断ることができるものとします。但し、この場合、会員等及び登録運転者は当社に対して損害賠償を請求しないものとします。</p>	<p>3. 当社は、会員等及び登録運転者が予約したカリテコの貸渡しを保証するものではなく、天災地変その他の不可抗力、あるいは当社の責に帰することができない事由により、会員等及び登録運転者の予約に応じられない場合、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスのシステムの故障又は不具合若しくは運営上の事情が生じた場合 又は貸渡し予定のカリテコの事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員等のカリテコの返還の遅延その他当社の責によらない事由が発生した場合で、予約されたカリテコの貸渡しが困難となった場合には、予約成立後であっても、予約を取り消し又は予約を断ることができるものとします。但し、この場合、会員等及び登録運転者は当社に対して損害賠償を請求しないものとします。</p>

カリテコの返還手続き	第12条	2. 会員等又は登録運転者は、カリテコを予約した返還日時までに返還できない事態となった場合、直ちにカリテコ・センターにその旨を連絡するものとし、この場合において、会員等は、 第30条第1項 の場合を除き、貸渡料金の延長時間に係る超過料金を支払うものとし、連絡をせず、返還日時を超えてカリテコを利用した場合は、超過時間分においては利用料金の倍額を当社へ支払うものとし、	2. 会員等又は登録運転者は、カリテコを予約した返還日時までに返還できない事態となった場合、直ちにカリテコ・センターにその旨を連絡するものとし、この場合において、会員等は、 第32条第1項 の場合を除き、貸渡料金の延長時間に係る超過料金を支払うものとし、連絡をせず、返還日時を超えてカリテコを利用した場合は、超過時間分においては利用料金の倍額を当社へ支払うものとし、
貸渡料金等	第14条	3. 個人会員は、カリテコを利用した月に係る貸渡料金の合計額を、次のとおり当社が定める期日までに支払うものとし、 1) クレジットカードの場合：クレジットカード会社の会員規約に基づき当社に対して支払うものとし、 2) デビットカードは利用できません。	3. 個人会員は、カリテコを利用した月に係る貸渡料金の合計額を、次のとおり当社が定める期日までに支払うものとし、 1) クレジットカードの場合：クレジットカード会社の会員規約に基づき当社に対して支払うものとし、 2) デビットカード、 プリペイドカード は利用できません。
ICカードの貸与	第15条	2. 会員等及び登録運転者は、当社が特に認めた場合、会員等及び登録運転者が所持する株式会社エムアイシー発行のmanaca、TOICA、ayuca、Suica等を前項に定めるICカードとして利用することができます。その場合、会員等及び登録運転者が所持するICカードの情報を当社所定のシステムに登録する必要があり、会員等及び登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととし、	2. 会員等及び登録運転者は、当社が特に認めた場合、会員等及び登録運転者が所持する manaca、TOICA、ayuca、Suica 等を前項に定めるICカードとして利用することができます。その場合、会員等及び登録運転者が所持するICカードの情報を当社所定のシステムに登録する必要があり、会員等及び登録運転者は当社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととし、
故障時の処理	第29条	3. 会員等及び登録運転者は、貸渡し前又は借受期間中にカリテコの故障又は異常により当該車両を使用できなかったことにより生じる損害（他の代替交通手段を利用した場合、及び宿泊費等の一切の費用も含む）については、会員等及び登録運転者の負担とし、当社に対しその賠償を請求しないものとし、	3. 会員等及び登録運転者は、貸渡し前又は借受期間中にカリテコの故障又は異常により当該車両を使用できなかったことにより生じる損害（他の代替交通手段を利用した場合、及び宿泊費等の一切の費用も含む）については、会員等及び登録運転者の負担とし、当社に対しその賠償を請求しないものとし、 ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は当該個別契約における利用料金相当額を上限として債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとし、

代替車両の不提供	第31条		当社は、貸渡期間中にカリテコの使用が不能になった場合には、会員等及び登録運転者に対して他のカリテコを貸し渡す義務を負わないものとします。
不可抗力事由による免責	第32条	第31条	第32条
個人情報の取り扱い	第33条	第32条	第33条
連絡方法	第34条	第33条	第34条
約款の変更	第35条	第34条	第35条
相互間利用	第36条	第35条	第36条
dカーシェア会員特則	第37条	第36条 7. dカーシェア会員は、提携事業者が保有するdカーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第32条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。	第37条 7. dカーシェア会員は、提携事業者が保有するdカーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、 第33条 と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。
消費税等	第38条	第37条	第38条
遅延損害金	第39条	第38条	第39条
合意管轄	第40条	第39条	第40条